

令和4年（2022年）8月

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会会議録

8月19日（金）

午前10時06分 開会

午後0時11分 閉会

(午前10時06分 開会)

○議長(伊佐文貴)

これより令和4年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長(伊佐文貴)

現在の出席議員は22名です。

議員定数は25名で定足数は13名です。

よって、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおります。

○議長(伊佐文貴)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において18番、仲村広美議員、23番、下地秀男議員を指名します。

○議長(伊佐文貴)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日8月19日の1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、会期は8月19日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

箕底用一議員、與儀喜邦議員、上里樹議員より、本日は欠席する旨の届け出がありました。

次に、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会における、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、令和2年7月31日の議会運営委員会で決定され、令和4年7月29日の全員協議会において再確認しております。

本日の会議においても感染症対策について、議員及び出席者の御協力をお願いします。

次に、7月25日付で、沖縄県後期高齢者医療広

域連合長から議案書の送付がありました。

あわせて、令和3年度一般会計及び特別会計の主要施策の成果の説明も執行部より提出されております。

議案書の103ページより添付していますので、お目通しをお願いします。

また、議案書89ページ、監査委員より令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合決算審査意見書及び議案書141ページ、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合定例監査結果報告、議案書151ページより令和3年12月分から令和4年5月分までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。写しを添付していますので、のちほど御確認ください。

また、議会運営委員長より、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出書が提出されていますので、後刻議題といたします。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より、行政報告の申し入れがありますので、発言を許します。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

おはようございます。

行政報告の前に一言御挨拶を申し上げます。

2月のロシアによるウクライナ侵攻は、半年が過ぎようとしている現在も続いており、世界の政治・経済に多大な影響をもたらしております。

犠牲となられた方々、故郷を追われ避難生活を余儀なくされている方々には、心より哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者が2020年2月に県内で初確認されてから、2年半が過ぎようとしています。いまだに収束が見通せず、第7波の中にあります。

この間、大切な家族や御友人を亡くされた方々、また健康や生活を損ない、今なお苦しんでおられる方々に、心より哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

そして、長期にわたるコロナ禍にあって、日々献身的に御奮闘されている医療従事者の皆様をはじめ、エッセンシャルワーカーの方々、保健所を

中心とする職員の皆様に心から感謝を申し上げますと思います。

では、令和4年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

前回定例会が今年2月4日に開催されておりますので、その日以降、本日までの後期高齢者医療行政につきまして概要を報告申し上げます。

4月1日に定期人事異動があり、構成市町村から10名の新規職員を迎え入れております。

5月17日に福岡県飯塚市において、春季九州後期高齢者医療広域連合長会議が開催され、厚生労働大臣への要望事項について協議いたしました。

6月1日には、全国後期高齢者医療広域連合長会議が東京都で開催され、九州地区をはじめ全国各地の協議会から出された要望事項を取りまとめ、同日、厚生労働大臣あて要望書が佐藤英道厚生労働副大臣へ手交されました。

その内容は、窓口負担のあり方について、新型コロナウイルス感染症対策関連について、財政関係について、など10項目であります。

以上、行政報告といたします。

本日は、承認1件、同意2件、認定2件、補正予算2件、合計7件の議案を提出させていただいております。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(伊佐文貴)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第5、承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)。

地方自治法第292条の規定により準用する同法

第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和4年8月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

ハイサイ、おはようございます。事務局長の新里です。よろしくお願ひします。

承認第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

今回の条例改正理由は、令和3年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

改正内容は、職員の期末手当の支給割合100分の130から100分の122.5に、管理職にあつては100分の110から100分の102.5に改めるものです。

専決処分の理由でございますが、職員の期末手当の支給日が6月10日となっていることから、議会の議決すべき事件について特に急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、5月26日付専決処分を行ったものであります。

報告は以上です。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結します。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第6、同意第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

同意第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に下記の者を選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求める。

氏名：仲間一(金武町長)。

令和4年8月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

同意第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について御説明いたします。

議案書の13ページをお開きください。

令和4年4月16日付、任期満了により欠員となっている副広域連合長について、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項により、議会の選任同意を求めるものでございます。

選任にあたっては、沖縄県町村会より推薦のあった仲間一 金武町長を御提案いたします。

なお、15ページに履歴書を添付してございますので、御参照ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(伊佐文貴)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結します。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第7、同意第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

同意第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について沖縄県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に下記の者を選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求める。

氏名：照屋勉(与那原町長)。

令和4年8月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

同意第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について御説明いたします。

議案書の17ページをお開きください。

令和4年5月1日付け任期満了により欠員となっている副広域連合長について、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項により、議会の選任同意を求めるものでございます。

選任にあたっては、沖縄県町村会より推薦のあった照屋勉 与那原町長を御提案いたします。

なお、19ページに履歴書を添付してございますので、御参照ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(伊佐文貴)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結します。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第8、認定第1号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳

出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

認定第1号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付す。

令和4年8月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

認定第1号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

議案書の、24、25ページをお開きください。

決算総括における収支実績です。

収入済額、3億1,272万5,447円、支出済額は、2億7,767万2,809円です。収入済額から支出済額を差引いた残額は、3,505万2,638円となっております。

初めに、歳入について、事項別明細書で御説明いたします。

34、35ページをお開きください。

款ごとの収入済額について説明いたします。

右側のページの収入済額の欄を御覧ください。

第1款分担金及び負担金は、市町村からの事務費負担金です。収入済額は、2億7,200万円です。

第2款国庫支出金、第3款県支出金、第4款財産収入は費目存置で、収入はございません。

36、37ページをお開きください。

第5款繰越金は、令和2年度の決算収支残高の剰余金額を計上しています。収入済額は、4,071万1,880円です。

第6款諸収入は、預金利子と雑入です。収入済額は1万3,567円です。

歳入合計です。収入済額3億1,272万5,447円です。不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

40、41ページの事項別明細書を御覧ください。

款ごとの支出済額、不用額について御説明いたします。

第1款議会費は、支出済額が、170万6,742円で、不用額は、200万7,258円です。

第2款総務費は、支出済額は、2億7,596万6,067円で、不用額は、3,138万8,933円です。

44、45ページをお開きください。

第3款公債費は、費目存置で支出はございません。

第4款予備費は、予算現額の計が165万7,000円で、予備費充用額は85万円となっております。

歳出合計です。支出済額2億7,767万2,809円となっております。

その他、付属調書といたしまして、48ページに実質収支に関する調書を掲載しております。

また、89ページより、監査委員による決算審査意見書と、105ページに一般会計分の主要施策の成果の説明を掲載しております。

説明は以上となります。御審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長(伊佐文貴)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これで通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結します。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第9、認定第2号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

認定第2号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付す。

令和4年8月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

認定第2号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

議案書の、52、53ページをお開きください。

決算総括における収支実績です。

収入済額が、1,476億9,906万8,391円で、支出済額は1,429億5,423万5,792円です。

収入済額と支出済額の比較は、47億4,483万2,599円となります。

次に歳入について事項別明細書で御説明いたします。

62、63ページをお開きください。

款ごとに収入済額等について説明いたします。

第1款市町村支出金は、市町村から拠出された事務費、保険料、療養給付費に係る負担金で、収入済額は255億5,314万1,654円です。

第2款国庫支出金は、収入済額443億3,257万7,959円です。

64、65ページを、お開きください。

第3款県支出金は、収入済額113億3,511万201円です。

66、67ページを、お開きください。

第4款支払基金交付金は、収入済額573億8,073万5,000円です。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、収入済額9,273万3,669円です。

第6款財産収入は、保険給付費等準備基金の利息で、収入済額は3万5,713円です。

次のページとなります。68、69ページをお開きください。

第7款寄附金は、費目存置で収入はございません。

第8款繰入金は、保険給付費等準備基金からの繰入金で、収入済額は7億28万4,000円です。

第9款繰越金は、令和2年度の収支差引残高を計上したもので、収入済額は81億1,871万8,056円です。

第10款諸収入は、収入済額1億8,573万2,139円です。

不納欠損額は、返納金の101万8,230円で、収入未済額は、第3者納付金及び返納金で計8,026万7,686円です。

70、71ページをお開きください。

以上のことから、特別会計の歳入済額合計は、1,476億9,906万8,391円となります。

次に、歳出について御説明いたします。

74、75ページの事項別明細書をお開きください。款ごとの支出済額、不用額について御説明いたします。

第1款総務費は、支出済額5億7,415万395円です。

不用額は、9,118万6,605円で、主な不用額は、11節役務費の2,697万476円と、12節委託料の5,019万3,998円です。

76、77ページをお開きください。

第2款保険給付費は、支出済額1,340億8,772万1,864円で、不用額は112億421万2,136円です。

主な不用額は療養給付費で、100億8,771万1,384円です。

78、79ページをお開きください。

第3款県財政安定化基金拠出金は、県に設置された基金への拠出金で費目存置としております。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金、支出済額は8,267万5,135円、不用額は4,865円です。

第5款保健事業費、支出済額は4億9,477万819円で、不用額4億4,319万7,181円です。

80、81ページをお開きください。

第6款基金積立金は、保険給付費等準備基金への積立金です。

支出済額は、22億3万7,522円です。

第7款公債費は、費目存置で支出はありません。

第8款諸支出金は、国・県や市町村及び支払基金への償還金と被保険者への保険料還付金等となっております。

支出済額は、55億1,488万57円で、不用額は7,004万3,943円となっております。

82、83ページをお開きください。

第9款予備費は、予算現額の計が3億2,391万5,000円で、予備費充用額は1,924万円です。

歳出決算合計は、支出済額として1,429億5,423万5,792円です。翌年度繰越額はございません。

その他の付属調書として、86ページは、実質収支に関する調書となっています。

87ページに財産に関する調書を掲載しております。

88ページには基金の運用状況に関する調書を添付しております。

89ページ以降は、監査委員の決算審査意見書、106ページ以降に特別会計分の主要施策の成果の説明を掲載しています。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質問は3回までとなっています。

上地榮議員。

○上地榮議員

おはようございます。質疑いたします。

認定第2号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

(1)収入未済額が8,025万7,686円とあるが、その収入計画と見通しは。

(2)歳出の5款1項2目12節の委託事業について4事業の実績及び執行率は。

(3)低い執行率の要因と課題は。

以上です。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

事業課の安永です。よろしく申し上げます。

上地榮議員の質疑にお答えいたします。

(1)収入未済額が8,025万7,686円とあるが、収入計画と見通しは。にお答えいたします。

収入未済のうち、第三者納付金の収入未済となる案件は、第三者行為求償請求のうち、複数年度

の分納計画がある案件です。令和3年度は33件、収入未済額は6,270万645円です。

次に、返納金の収入未済となる案件は、返納金のうち、入金指定日を過ぎても未納となっている案件であります。

被保険者が分納を希望する場合は、分納計画を作成し、対応しております。

令和3年度が241件、収入未済額は1,756万7,041円です。返納金の収入未済241件のうち221件は、被保険者の返納金です。

主な返納金は被保険者の1割から3割への負担区分変更により生じた2割の差額分となります。241件のうち5件は、医療機関の返納金です。241件のうち15件は長寿健診を重複受診された方の返納金です。

令和4年度の収入未済額の見通しですが、令和4年度に新たに発生する収入未済額は、令和3年度の収入未済額が解消する分と同程度になると見込んでおります。

(2)歳出の5款1項2目12節の委託費について、4事業の実績及び執行率についてお答えいたします。

一つ目は、服薬情報通知です。委託実績は、被保険者へ3,340通の通知送付、医療機関へ1,107通の通知送付となっております。執行率は63.87%です。

2つ目は、一体的実施です。委託実績は、18市町村での実施となっております。執行率は37.93%です。

3つ目は、高齢者訪問事業です。訪問指導員15名、市町村7か所に委託し実施しました。委託実績は延べ893件の訪問指導となっております。執行率は49.75%です。

4つ目は、健康長寿講演会です。委託実績は講演会が中止となったため準備作業に要した費用のみとなっております。執行率は41.43%です。

(3)低い執行率の要因と課題にお答えします。

まず、各委託業務の執行率の要因についてお答えします。

1つ目、服薬情報通知委託料は、見込みよりも対象者が減少したことで執行率が低くなっています。

2つ目、一体的実施委託料は、予算編成時に令和3年度の実施市町村数が不確定でしたので、41全市町村の実施を見込み予算を編成しましたが、結果18市町村での実施となり執行率が低くなっています。

3つ目、高齢者訪問事業は、7月からの開始を想定していましたが、緊急事態措置発出により開始時期を10月に変更したほか、対象者の要望による訪問取りやめや、複数回訪問を自粛したことで、見込みよりも訪問件数が減少し執行率が低くなっています。

4つ目、健康長寿委託料は、令和4年1月の講演会開催に向け準備を進めていましたが、開催直前に沖縄県がまん延防止等重点措置適用を受けたことにより中止としました。

委託費は講演会準備業務のみとなり執行率が低くなっています。

次に課題ですが、どの事業もコロナ禍に柔軟に対応することが求められました。

特にコロナ禍の感染症対策などの必要な変更を加えつつ、同時に実施期間短縮などを進める必要があった点は、課題となったと考えております。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

まず(1)収入未済額でございますけれども、この中では、特に過年度分返納金が287万あるわけですが、件数が何件かということが1つです。

もう一つは、これだけ未済額が8,026万7,000円余りあるわけですが、実際の回収率というか、この8,000万円はどのぐらい令和4年度中に収めてもらうのか、そのへんについてお伺いいたします。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

お答えします。

まず過年度の件数ですが、第三者納付金の過年度の件数が30件となっております。

次に返納金の過年度の件数は136件となっております。

次に、収入未済の額のうち、どれぐらいの割合

を回収しているかという件ですけれども、令和3年度の収入未済額の収納率としてお答えいたします。

第三者納付金の収入未済分の収納率は69.27%です。

返納金の収入未済分の収納率は69.38%です。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

(2)歳出のほうでございますけれども、その中で、特に健康長寿講演会、この件については、準備作業のみで41%ということでございまして、金額的には準備だけでそれなりの金額がかかったのか、キャンセル料なんかがあったのか、このへんについて伺います。

とりあえず2点目、これをお願いします。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

お答えします。

健康長寿講演会の中止に至るまでにかかった費用ですけれども、講演会告知の新聞広告代、それから当日配布する資料の作成代、また中止になりましたので、中止のお知らせの周知にかかる費用などが主な費用となっております。

事前準備に要した費用は合計で71万2,545円です。

○上地榮議員

以上です。

○議長(伊佐文貴)

これで、通告に基づく質疑は終わりました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第10、議案第8号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算(第1号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第8号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)。

令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般

会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,505万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億706万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年8月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第8号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

議案書の112、113ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

ページ下の歳入合計、歳出合計の欄を御覧ください。

今回の補正は、歳入・歳出ともに補正前の額2億7,201万円に3,505万2,000円を追加し、3億706万2,000円とするものでございます。

120ページをお開きください。

歳入について、事項別明細書で御説明いたします。

5款1項1目繰越金に3,505万2,000円増額し、補正後の額を3,505万3,000円といたします。

こちらは令和3年度一般会計歳入歳出決算認定の中で説明しました、歳入歳出差引額を、前年度繰越金として増額補正を行うものです。

次に122ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億6,514万2,000円に、1,752万5,000円を増額し補正後の額を2億8,266万7,000円とします。

内訳としましては、個人情報保護法対応のための委託料に55万円及び、前年度繰越金が構成市町

村からの負担金であることから、負担割合に応じて、構成市町村へ償還金として支出するための補正でございます。

また、本年2月定例会において議決いただきました沖縄県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の規定に基づき、新たに24節積立金へ、1,752万7,000円を積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(伊佐文貴)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

○議長(伊佐文貴)

これにて質疑を終結します。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第11、議案第9号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第9号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47億4,582万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,557億2,602万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年8月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第9号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

議案書の128ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。ページの下段合計を御覧ください。

今回の補正は、歳入・歳出ともに補正前の額1,509億8,019万9,000円に47億4,582万3,000円を追加し1,557億2,602万2,000円とするものでございます。

歳入について、事項別明細書により御説明いたします。

136ページをお開きください。

1款市町村支出金1項市町村負担金3目療養給付費負担金に39万5,000円を増額し、115億2,219万7,000円といたします。

こちらは、令和3年度の医療費の実績に基づき、追加で負担を求めるものでございます。

2款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金に59万7,000円を増額し、114億8,485万1,000円といたします。

こちらは、窓口負担割合見直しに係る医療機関等業務に伴う通信運搬費及び新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の追加請求分の財源となります。

9款繰越金に47億4,483万1,000円増額し、47億4,483万2,000円といたします。

こちらは、令和3年度特別会計の決算により生じた歳入歳出差引額を、令和4年度特別会計において、前年度繰越金として増額補正を行うものでございます。

138ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に4,342万4,000円を増額し、7億2,657万8,000円といたします。

こちらは通信運搬費及び令和3年度市町村共通経費の清算による償還金が主な内容となっております。

第6款基金積立金です。1項1目保険給付費等準備基金積立金に、6億9,999万9,000円増額し、7億円といたします。

こちらは、前年度繰越金のうち、国・県・市町村及び支払基金へ精算金を償還した後の残高について、2分の1以上を基金に積み立てることとなっているため、保険給付費等準備基金へ積み立てるものでございます。

第8款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金に38億7,472万円を増額し、38億7,472万1,000円といたします。

こちらは、国・県・市町村及び支払基金への精算による償還金です。

第9款予備費は1億2,657万4,000円増額し、1億3,067万2,000円といたします。こちらは前年度繰越金から精算による償還を行い、基金への積み立てを行った後、残った部分を予算外の支出または予算超過の支出に充てるため予備費に計上しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いたします。

○議長(伊佐文貴)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

○議長(伊佐文貴)

これにて質疑を終結します。

一般質問に入る前に10分間の休憩を入れます。

11時10分から会議を再開します。

休憩します。

(午前11時01分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

続きまして、日程第12、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。但し、與儀喜邦議員から取り下げる旨申し出がありました。

順次、発言を許します。

玉城義彦議員の一般質問を許します。

玉城義彦議員、登壇をお願いします。

○玉城義彦議員

皆様、おはようございます。それでは、一般質問通告書を読み上げて質問したいと思います。

1. 沖縄県後期高齢者医療費について。

事業課の資料、沖縄県後期高齢者医療費の年度別推移(平成29年度～令和2年度)において、沖縄県の一人当たりの医療費は全国平均に比べ8万円～9万円多くなっている。

(1) 全国平均を上回っている原因について質問いたします。

(2) 一人当たりの医療費を抑えるための取組について質問いたします。

2. 長寿健康診査について。

令和元年度までは全国平均を上回っていたが、令和2年度及び令和3年度の受診率は全国平均に比べ4～5ポイント下回っています。また、全国受診率は、新型コロナ禍にあっても受診率の大きな低下は見られていません。

(1) 沖縄県が受診率のポイントを減らし、全国平均を下回った原因について質問いたします。

(2) 新型コロナ禍が収束しない中、受診率を上げるための取組について質問いたします。

3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について。

令和4年度の時点で実施市町村は22市町村と増加していますが、19市町村が未実施となっています。

(1) 未実施市町村の実施できなかった原因について質問いたします。

(2) 令和6年度までに41市町村実施ができるための取組について質問いたします。

(3) ハイリスクアプローチ6項目、ポピュレーションアプローチ3項目ありますが、実施状況においては市町村でばらつきがあります。対象者がいなかったことによるものなのか、スタッフがいなかったことに起因するものなのか、その状況について質問いたします。

再質問は自席にて行います。答弁よろしく願いいたします。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

玉城義彦議員の御質問1. 沖縄県後期高齢者医療費について。

(1) 全国平均を上回っている原因について質問するにお答えいたします。

沖縄県の後期高齢者事業費を見ますと、入院医療費が全国平均を上回る金額であること、また沖縄県後期高齢者医療費全体に占める入院医療費の割合が5割を超えていることから、沖縄県後期高齢者医療費が全国平均を上回っている要因は入院医療費にあると考えております。

(2) 一人当たり医療費を抑えるための取組について質問するにお答えいたします。

医療費を抑えるための取組としましては、保健事業で行う各種事業、具体的には重症化予防を目的とした長寿健康診査、健康指導対象者訪問指導事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業、そして医療費適正化を目的とした重複・頻回受診者訪問指導事業、服薬情報通知、ジェネリック医薬品差額通知などが挙げられます。

次に、2. 長寿健康診査について。

(1) 沖縄県が受診率のポイントを減らし、全国平均を下回った原因について質問するにお答えいたします。

長寿健康診査の令和3年度の全国平均30.7%は変更計画時の数値です。沖縄県の受診率25.6%は確定値であり、現時点では単純な比較は難しいところです。

今後、令和3年度の受診率をどちらも確定値と比較したときも、全国平均より沖縄県の受診率が低くなるのではないかと考えております。

沖縄県の受診率が低くなる要因は、令和3年度に沖縄県が新型コロナウイルス感染症の第4波、第5波、第6波に見舞われ、人口10万人当たりの新規陽性者数が全国よりも高く推移したこと、また県内全域がまん延防止等重点措置の適用や緊急事態措置区域の対象となり、県民に一定の行動制限が要請されたことなどが挙げられます。

このような状況により、被保険者に健診受診を控えられた方が一定数おり、受診率が低くなった

と考えております。

(2) 新型コロナ禍が収束しない中、受診率を上げるための取組について質問するにお答えいたします。

令和3年度の長寿健診は現在受診券の配布を完了しており、被保険者は希望すれば健診受診が可能な状況にあります。

受診率向上につきましては、現在のコロナ禍の状況を踏まえますと、残念ではございますが積極的に取り組む状況には至っていないと考えているところです。

よって、例年行っている健診未受診者への受診勧奨はがきの発送は、直接的な受診勧奨となるため、当面実施を控える予定です。

なお、健診は対象者個人が自らの健康状態を理解して生活習慣を振り返る大切な機会でもあります。健診の必要性を伝える周知活動である健診ポスター掲示、ポケットティッシュ配布は継続して行っていく予定です。

3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について。

令和4年度の時点で実施市町村は22市町村と増加しているが、19市町村が未実施となっている。

(1) 未実施市町村の実施できなかった原因について質問するにお答えいたします。

令和4年度は、新規開始を予定していた8市町村のうち4町村が延期となりました。延期となった4町村のうち、1町は新型コロナウイルス対策を優先するために本事業の開始を見送り、3町村は離島であるため医療専門職の確保に至らなかったことが要因です。

その他、未実施15町村のうち10町村は令和6年度までに開始できるよう準備を進めております。残る5町村はいずれも離島であり、医療専門職の確保が共通課題となっております。

(2) 令和6年度までに41市町村が実施できるための取組について質問するにお答えいたします。

市町村が一体的実施事業を実施するために必要なことは、事業内容の理解と実施体制の構築にあると考えております。

事業内容の理解については、市町村担当者を対象とした研修会にて事業内容の説明を行っており

ます。研修会は、担当者間の横連携や意見交換の場ともなっております。

次に、実施体制の構築については、個別相談の場で各未実施市町村に体制構築等のサポートを行っております。個別相談は、訪問やウェブ会議により行っております。

未実施市町村へのサポートについては、今後沖縄県国民健康保険課、沖縄県高齢者福祉介護課、国保連合会と協力しながら進めていくこととなりました。関係機関と協力しながら取組をさらに進めていきたいと考えております。

(3) ハイリスクアプローチ6項目、ポピュレーションアプローチ3項目あるが、実施状況においては市町村でばらつきがある。対象者がいなかったことによるものか、スタッフがいなかったことに起因するものか、その状況について質問するにお答えいたします。

一体的実施事業は、市町村が地域の健康課題を分析した上で、それぞれ地域に合った企画立案を行い、市町村が実施項目を決定する事業です。

各市町村が抱える健康課題の目標はそれぞれに異なっていることや、市町村が地域に合った企画立案を行う主体であることが、市町村ごとの取組項目の種類や数に違いが生じた要因と考えております。

なお、令和3年度の一体的実施事業の実施状況ですが、18市町村、延べ5,226名に対して、感染症策等に留意しつつ保健指導等の健康支援活動を行いました。

○議長(伊佐文貴)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

それでは、着座にて質問させていただきます。

まず1番目のほうです。医療費のところで入院費がやはり全国に比べて高くなっている。これは前回も似た質問で同じような答弁だったんです。

ただ、もう1つ資料から見て分かることは、沖縄県は外来診療のほうが逆に全国に比べて少ない。その結果、逆に重症化したために入院費が高くなっている、そういう状況にあるということも前回も答弁をいただいたんですね。

重症化する前の外来受診を行うことによって、

入院の医療費を下げる可能性というのはかなり高くなると思うんですけども、そういう外来へ早いうちに通院する、そういったことについての取組はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

お答えいたします。

議員御指摘のように、外来へ早いうちに受診される方が全国に比べて沖縄は少ない状況でございます。

広域連合としての対策としましては、健診や保健指導によって、糖尿病等の生活習慣病等を早期発見して外来受診につなげていくことが望ましいと考えておりますので、健診の受診者を増やしていくというのが必要と考えているところです。

○議長(伊佐文貴)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

それで関係してくるのが、長寿健診でどれだけリスクのある方を拾い上げるかということももちろん重要だと思うんですね。

調子が悪いと行ってすぐに病院にかかるかという人も、意外と我慢して行かなかったりという件も沖縄県は多いと聞いてますので、先に拾い上げをするという点ではやっぱり長寿健診なのかなと思っております。

沖縄県は、この2年間コロナで皆さん受診控えということもあったと思うんですけども、その理由としては、やはり集団健診に頼っている人が多いのではないかなと考えられるんです。

それで、もう少し個別健診とかをできる状況に持っていけないとか、個別健診をやれる医療機関はその後のフォローもできると思うので、そういうことで外来受診につなげるとか、そういうような一体的な形で入院するという状況を抑える。そういったことについて、もう少し健診とつなげることはできないか、特に今の集団健診に頼っている状況をもっと個別でやれるような方向に周知できないか、その辺についてのお考えをお尋ねします。

○議長(伊佐文貴)

休憩します。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時27分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

お答えいたします。

まず現在の集団健診と個別健診の受診の状況ですけれども、令和3年度は、集団健診が23.4%に対して個別健診が76.6%と、約3倍個別健診のほうが多い状況でございます。

また地域別で、これは通年の傾向なんですけれども、病院や診療所があまり身近にない市町村につきましては、集団健診の割合が高い傾向がございます。

今後、集団健診を選ぶか個別健診を選ぶかというところについては、被保険者の御判断というところが重要になると考えておりますけれども、個別健診の場合は、被保険者の希望する日に健診を受けやすいというところがございますので、今後もその辺りが評価されて、個別健診を選ぶ方は増加していくのではないかと考えているところであります。

○議長(伊佐文貴)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

個別が76%もあるということはちょっとびっくりしたんですけども、会社勤めの頃に健診があって、その後一般健診から長寿健診に変わっていったという流れの中で、そのまま継続されている方というのも多いと思うんですね。

今後増えていくということで、感染症とかその辺にあまり影響されなく、一定の健診を続けるためにも重要だと思いますので、ぜひその辺についての周知は今後お願いしたいと思います。

それでは、3番目の高齢者の保健事業と介護の一体化のところで質問したいと思いますが、できない理由として、私は八重瀬町なんですけれども、担当者に伺ったところ、コロナの予防接種を今回は優先したいということで、予定していた

のに実施しなかったということも聞いている中、前も同じような質問で、離島はスタッフを得ることが難しい、体制構築が難しいということは前々からうたわれていたと思うんです。

それで、地域に医療機関があって、そこからのスタッフ派遣もいいですよということで指導されたということも伺っているんですけども、それでもまだ実質的には難しい状況があるという現状だと思うんですね。

その辺についてももう少し詳しい情報がありましたらお聞かせください。

○議長(伊佐文貴)

休憩します。

(午前 11 時 31 分 休憩)

(午前 11 時 32 分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

お答えいたします。

一体的実施事業、離島を中心に未実施の市町村が幾つかございます。

要因としましては、議員御指摘のとおり、体制面での構築が遅れているというところがございますけれども、具体的な内容として今私どもで伺っているのは、体制構築をする上で、もともと職員自体が不足していて、新たな事業を行うに当たって要員を追加することが非常に難しいというのを伺っております。

さらに、現在のコロナ禍の影響の中で、優先順位として、そちらの事業にかける労力を高めたいという意向があると伺っております。

○議長(伊佐文貴)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

スタッフが少なく、構築するというのは難しいと思うんですけども、ただ令和 6 年度までに実施ということですので、コロナ禍であってももう少し実施可能になるようなサポートをぜひお願いしたいと思います。

あとは、県内のほかの機関との協力も推し進めていくということですので、ぜひその辺も対応し

てもらいながら、あと県内の沖縄県医師会、看護協会、それからリハビリテーションの専門職、そういう関係団体もございますので、ぜひそこも協議の場を設けて、どういう形で派遣するスタッフを得られるのか、その辺についてもぜひ提案して、私の質問を終了したいと思います。よろしくお願いたします。以上です。

○議長(伊佐文貴)

これをもって玉城義彦議員の一般質問を終わります。

次に上地榮議員、登壇お願いします。

○上地榮議員

それでは質問いたします。

1. 事務所移転のための基金について。

先の定例会において事務所移転を主な目的とした基金条例が可決された。議論の中で、収支における残額が生じた場合はその一部を積み立てるという答弁があった。

令和 3 年度決算においても一定の残額が生じているが、調書からするとゼロとなっている。今後、基金条例に基づく対応はどうか質問いたします。

○議長(伊佐文貴)

新垣哲総務課長。

○総務課長(新垣哲)

上地榮議員の一般質問にお答えいたします。

令和 3 年度の一般会計決算における剰余金 3,505 万 2,638 円につきましては、今定例会において提案しております議案第 8 号、令和 4 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)において、歳入 5 款繰越金として、また歳出 2 款 1 項 2 目において財政調整基金への積立金として 1,752 万 7,000 円を計上しております。

これは、当該基金条例第 2 条、基金として積み立てる額は、一般会計で生じる決算剰余金のうち一般会計歳入歳出予算で定める額とするという規定に基づくものでございます。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

この基金条例ですけど、その根拠ですね。1,700 万積立てするわけですが、根拠は第 2 条によるも

のなのか、また調書がございまして、調書の中では自治法の233条の2の規定というのがあるわけですね。

どっちが根拠なのかなと思ってちょっとお聞きしたわけですけど。

○議長(伊佐文貴)

新垣哲総務課長。

○総務課長(新垣哲)

上地榮議員の再質問にお答えいたします。

まず、調書の件についてでございますけれども、このほうは地方自治法第233条の2の規定では次のように規定されております。

「各会計年度において決算剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、または普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる」という規定でございます。

今議員御指摘の調書に関しては、先ほど述べた地方自治法の後段の部分、ただし以降の、「条例の定めるところにより、剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる」という規定に基づいて、ここに記載することが可能となるというふうに解釈をしております。

○議長(伊佐文貴)

休憩します。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

新垣哲総務課長。

○総務課長(新垣哲)

基金積立ての根拠という再質問でございますけれども、まず先ほど申し述べた地方自治法第233条の2の前段でございます。

「各会計年度において決算剰余金が生じたときは翌年度の歳入に編入しなければならない」という規定のもとに、先ほど答弁いたしました補正予算において剰余金を繰越金として歳入し、それを財源として積立金のほうに充ててございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

根拠がありまして、また受け皿として条例ができたということで理解しております。

そこで、前回の定例会でも、いわゆるこの庁舎が大分古くなっているの、やっぱり移転を中心として、これが理由だったと思うんです。

そこで、今議論もありましたけども、これは一体どのぐらいまで積み立てるのかなど。それからいつ頃までを予想しているのか。

タイムスケジュールも資料で示されてはいたけども、現段階における当局の取組はどうなっているのか、積立額の目標額、それから今後のいわゆる期間等についても一定明示されましたけれども変更はないのか、この辺についてお伺いします。

○議長(伊佐文貴)

新垣哲総務課長。

○総務課長(新垣哲)

上地榮議員の再質問にお答えいたします。

まず、積立ての額についてでございますけれども、先の定例会においても答弁させていただいたのですが、現在のところ、移転先、移転時期についても未定ということでございますので、具体的な数字についてはお答えを控えさせていただきたいと思っております。

この2点で大丈夫でしょうか。

○議長(伊佐文貴)

休憩します。

(午前11時44分 休憩)

(午前11時44分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

新垣哲総務課長。

○総務課長(新垣哲)

お答えいたします。

財政調整基金積立額については、目標額としては現在のところ、先ほど申し述べたとおり定まっておられませんけれども、財政調整基金、こちらのほうで必要額に積立てが済んだ後は、そのまま毎年積立てを行っていくのではなく、積立てを保留し、これまでどおり剰余金、繰越金については

市町村への返還に充てる予定でございます。

○議長(伊佐文貴)

休憩します。

(午前 11 時 45 分 休憩)

(午前 11 時 45 分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

新垣哲総務課長。

○総務課長(新垣哲)

失礼いたしました。

積立てに関しては止めることはできないということですので、市町村に負担をかけない形で処理していきたいと考えております。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

ぜひともそういうことをお願いしたいと思えます。現場の課長からそういう懸念の声がございましたので。

今私が聞いているのは、要するに移転が主な目的だったものですから、移転が終わった後はこの基金はなくなるのかなというふうなことを考えていたんですね。でも、これが今財調になっているもんですから、移転が終わっても基金は継続して積み立てするのかなと、その辺のポイントだけお願いします。

○議長(伊佐文貴)

休憩します。

(午前 11 時 46 分 休憩)

(午前 11 時 47 分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

上地議員にお答えを申し上げます。

先ほど来から移転についての御質問がございましたが、移転については今後うるま市とも調整をしながら、移転先を今アンケート調査、さらには各市町村への移転先というところもいろいろ考えさせていただいております。

しかしながら、これだけの大規模になりますので、それがすぐ明日、明後日決まるようなもので

はございません。さらに、またこういう大所帯を建築、建物を建てるといいますと、それなりの予算がかかると思っております。

しかしながら、今は P F I、さらには賃貸、いろいろなことを検討していかなければならないような現状の社会になっておりますので、これからいろいろと我々は調査並びにそのようなことを考えながら、物事を一つ一つ整理をして進めさせていただきたいと思っております。

先ほど財調についてのお話ございましたが、財調についても私たちは目的を建物だけという意識を持ってやっているものではなくて、運用の中でいろいろと考えてまいりたいということでありますので、財調からの積立て等に関しては、今後また議会とも相談をしながら、運営についてはしっかりと進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

(「以上です」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

これをもって上地榮議員の一般質問を終わります。

次に、浦崎暁議員の質問を許します。

浦崎暁議員、登壇をお願いします。

○浦崎暁議員

皆さん、こんにちは。私は糸満市会議員の浦崎と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは、通告書を読み上げて一般質問を行います。

1. はり・きゅう等助成事業の充実・拡充について。

(1) 令和 3 年度特別会計決算の歳出、5 款保健事業費 1 項健康保持増進事業費 2 目その他健康保持増進費 18 節負担金・補助金及び交付金について伺います。

ア. その事業や補助金等の目的について。

イ. 補助金や交付金額の算定基準について。

(2) はり・きゅう等助成事業について。

ア. 高齢者の健康保持におけるはり・きゅう・あんまの広域連合の認識について伺います。

イ. はり・きゅう等助成事業を実施している県内自治体について伺います。

以上を述べて演壇での一般質問を終わって、再

質問は自席より行います。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

浦崎暁議員の質問にお答えいたします。

1. はり・きゅう等助成事業の充実・拡充について、ア. その事業や補助金等の目的についてにお答えいたします。

国の特別調整交付金を基に、申請市町村に特別対策補助金のその他はり・きゅう等利用費助成として交付しています。

特別対策補助金のその他はり・きゅう等利用費助成の目的は、長年社会に貢献されてきた被保険者の健康づくりにあります。

イ. 補助金や交付金額の算定基準についてにお答えします。

まず、市町村が申請する段階では、事業計画の目的や事業内容が国の定める交付基準に該当するかを広域連合が審査し、審査後、国に申請しております。

次に、国から交付額が示された段階では、広域連合が被保険者数に基づいて交付額を各申請市町村に案分し、交付しております。

(2) はり・きゅう等助成事業について、ア. 高齢者の健康保持におけるはり・きゅう・あんまの広域連合の認識についてにお答えいたします。

はり・きゅう等助成事業については、国と同様、長年社会に貢献されてきた被保険者の健康づくりを目的とした事業であると認識しております。

イ. はり・きゅう等助成事業を実施している県内自治体についてにお答えいたします。

令和4年度は10市町村、糸満市、沖縄市、南城市、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町がはり・きゅう等助成事業の補助金を申請し、実施しております。

○議長(伊佐文貴)

浦崎暁議員。

○浦崎暁議員

どうもありがとうございました。

確認なんですけども、小項目1の歳出項目と小項目2のはり・きゅう等助成事業の関連性なんですけど、自治体によってははり・きゅう等助成事業

とかいろいろ呼び名があると思いますけど、その関連性については確認したいなと思ってます。

○議長(伊佐文貴)

休憩します。

(午前11時54分 休憩)

(午前11時55分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

お答えいたします。

私どものほうで行っている事業につきましては、市町村に対しての補助事業という位置づけで実施しております。

○議長(伊佐文貴)

休憩します。

(午前11時56分 休憩)

(午前11時57分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

浦崎暁議員。

○浦崎暁議員

ありがとうございました。

今回の決算書では、はり・きゅう等助成というのは出てこないんですが、そういう中で健康増進補助金というのが歳出項目だというようなことを確認できました。

それと、広域連合さんもお年寄りに対するはり・きゅうというものが非常に有効だということを私は理解しているんですけども、先ほど、はり・きゅうの助成事業を実施している団体は現在のところ10団体ということですよ。糸満市は今度の10月からこの事業に取り組もうということで今準備を進めています。

広域連合さんの先ほどのお話によると、自治体から申請が上がって、それを精査して国のほうに上げていくというふうなことでありましたけれども、限られた予算ということでもありますが、今度の一般質問でもお年寄りの予防対策、非常に重要視された一般質問もありますので、はり・きゅう助成事業ということも全県的に広げてほしいなと思ってます。

これについて、広域連合の考え方をちょっと伺いたいなと思っています。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、保健事業というものは被保険者の方の健康予防のために重要な事業であると認識しております。

その中で、はり・きゅうに関係する補助も行っているところでありますけれども、本事業につきましては市町村の申請という方式を取らせていただいておりますので、本事業の申請をするかどうかにつきましては、市町村の意向というのがより重要であるというふうに考えているところであります。

また、予算につきましては、これまで国からの補助の範囲内で申請市町村に交付する事業として実施してきておりまして、この仕組みを今後も同様に展開していきたいと考えているところであります。

○議長(伊佐文貴)

浦崎暁議員。

○浦崎暁議員

最後になりますが、はり・きゅう・あんま治療というのは高齢者の体調不良とか不定愁訴、あるいはフレイル予防としても効果が大きいと期待されていると言われております。

高齢者のQOLを高めると、引いては介護予防につながり、後期高齢者医療制度、その目的にも合致していくと思っております。

実は糸満市で市民からもあったんですけども、糸満市は国保事業においてははり・きゅう・あんま助成事業を行っています。ところが、後期高齢者制度に移行した途端にその制度が使えないというのはどういうことかという意見が上がりました。

高齢者のフレイル予防に本当に力を入れていくというふうな観点に立てば、申請が上がれば審査をするというふうなことなんですけども、それをもっと積極的に後期高齢者広域連合さんから広げていって、そしてまた同時に、予算についても国のほうに訴えていくというふうな取組が必要じゃ

ないかなと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長(伊佐文貴)

これをもって浦崎暁議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了しました。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第13、これより討論、採決を行います。

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

これより承認第1号について、採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○議長(伊佐文貴)

同意第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

○議長(伊佐文貴)

同意第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

○議長(伊佐文貴)

認定第1号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

これより認定第1号について、採決します。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(伊佐文貴)

認定第2号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、本

案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

これより認定第2号について、採決します。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(伊佐文貴)

議案第8号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

これより議案第8号について、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(伊佐文貴)

議案第9号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

これより議案第9号について、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長(伊佐文貴)

最後に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長(伊佐文貴)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(伊佐文貴)

最後に、定例会を閉会するに当たり一言御挨拶を申し上げます。

令和3年2月定例会におきまして議長に就任さ

せていただきました。

新型コロナウイルス感染症が県内で猛威を振るう中、後期高齢者医療に関する重要な事項を決定する議会の長として参画できましたことは、非常に光栄であり、誇りとするのであります。

これまで、議員並びに執行部、議会事務局の皆様の御協力の下、無事に議長として責務を果たすことができましたことを心よりお礼申し上げます。

今回の改選により16人の入れ替わりがありますが、議員各位、執行部の皆様の御健勝と御多幸を祈念申し上げまして、任期最後の挨拶といたします。

○議長(伊佐文貴)

これで、令和4年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後0時11分 閉会)